幸区役所庁舎等管理要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市庁舎管理要綱(以下「要綱」という。)第2条及 び第14条の規定に基づき、幸区長(以下「区長」という。)が行う庁舎管 理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、幸区役所庁舎及び駐車場に適用する。

(用語の意義)

- 第3条 この要領においての用語の意義は、川崎市庁舎管理規則(昭和43年 川崎市規則第76号。以下「規則」という。)第2条の定めるところによる。 (庁舎管理職務代理者)
- 第4条 要綱第4条に基づく庁舎管理職務代理者を次のとおり指定する。
 - (1) 区長に事故があるときは、副区長
 - (2) 区長、副区長ともに事故があるときは、幸区役所まちづくり推進部総務 課長(以下「総務課長」という。)

(各室管理者)

第5条 要綱第5条に基づく各室管理者を各室の所管課長に指定する。

(守衛の配置)

- 第6条 幸区役所庁舎1階に守衛室を設置し守衛を配置する。
- 2 守衛は、総務課長の命を受け、庁舎の警備及び管理に従事する。
- 3 庁舎管理者は、守衛に代えて警備員を配置し、警備員に守衛の職務を担わ すことができる。

(庁舎管理者の任務)

第7条 区長は、規則第6条に規定する庁舎管理者の任務を総務課長に行わせ ることができる。 (総務課長の任務)

第8条 総務課長は、区長の命を受け、その所管する庁舎管理の業務を総括する。

(総務課職員の任務)

第9条 総務課職員は、総務課長の命を受け、その所管する庁舎管理の業務を 行う。

(庁舎の出入り)

- 第10条 守衛(警備員を含む。以下同じ。)は、庁舎への出入りをする者を 原則として次により管理するものとする。
- 2 開庁日の午前8時から午後5時15分まで(ただし、退出に当たっては午後7時まで、臨時開庁日にあっては、窓口等業務終了後30分後までとする。)の一般来庁者の出入りについては、原則として規制しない。ただし、不審な挙動等が認められる場合は、守衛及び総務課職員は、その氏名及び出入りの目的を明らかにさせることができる。
- 3 市民活動コーナー利用者及び戸籍等に係る届出者については、その利用時間に限り規制しない。
- 4 各室管理者は、開庁日の各室の秩序維持に努めなければならない。
- 5 閉庁日に庁舎へ出入りしようとする者は、守衛に対し、出入りの目的を明らかにし、その許可を受けなければならない。
- 6 開庁日、閉庁日を問わず、工事その他の作業を行うため庁舎へ出入りする者は、あらかじめ「工事等入庁業者名及び作業者氏名報告書」(別紙様式第1号)を総務課長に提出し、入庁するときは、守衛室において、氏名等の確認を受け、「入庁許可証」(別紙様式第2号)を見やすいところに着用しなければならない。ただし、市職員は職員証を以って入庁許可証とみなす。また、退庁するときは、その旨を守衛室に報告し、「入庁許可証」を返却のう

- え、速やかに退庁しなければならない。
- 7 その他特に庁舎管理者が認めた場合で、庁舎管理上支障のないときは、第 1項から第6項の規定に関わらず入退庁することができる。

(庁舎における火器等の使用)

- 第11条 要綱第9条第1項の承認基準はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 庁舎の保全、整備等のための工事等で、火器の使用を必要とするものは 承認する。
 - (2) 公務の執行上、火器等の使用を必要とするものは承認することができる。
 - (3) 単に、冬季の暖をとるための暖房機等の使用は承認しない。
 - (4) 調理用の火器等の使用は承認しない。ただし、栄養室の調理用火器等の 使用は承認することができる。
 - (5) 庁舎における焚き火は承認しない。
 - (6) その他特に庁舎管理者が火器等の使用をやむを得ないと判断した場合で 庁舎管理上支障がないときは承認することができる。
- 2 要綱第9条の火器等の使用承認申請手順をおおむね次のとおりとする。
- (1) 承認を受けようとする者は、「火器等使用承認申請書」(別紙様式第3号) に必要書類を添付して、原則として使用の開始を希望する日の30日前までに、庁舎管理者に提出しなければならない。
- (2) 庁舎管理者は、「火器等使用承認申請書」を受付したときは、速やかに 書類及び内容審査を行い、書類に不備がある場合は、訂正、再提出等の措 置を講じなければならない。
- (3) 庁舎管理者は、「火器等使用承認申請書」を受付したときは、当該申請書を受付した日から起算して5日以内に承認、不承認の決定をし、「火器等使用(承認・不承認)通知書」(別紙様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(会議室の利用)

- 第12条 要綱第10条第1項の承認基準はおおむね次のとおりとする。
 - (1)本市の事務事業及び関連する会議、研修、その他の行事を行うため、職員が使用する場合は承認する。
 - (2) 国及び他の地方公共団体が使用する場合で、本市職員も参加する場合は 承認することができる。
 - (3) 本市の外郭団体及び職員労働組合が使用する場合は承認することができる。
 - (4)本市の事務事業に密接に関連する団体等の使用は承認することができる。 ただし、その申請及び利用は、事務主管課が管理することとする。
 - (5) 一般の利用は承認しない。
 - (6) 概ね2週間を超える連続した使用は原則として承認しない。
 - (7)飲食を伴うものは原則として承認しない。
 - (8) その他特に庁舎管理者が会議室の使用をやむを得ないと判断した場合で 庁舎管理上支障のないときは承認することができる。
- 2 要綱第10条の会議室の使用承認申請手順をおおむね次のとおりとする。
- (1) 承認を受けようとする者は、会議室の使用を希望する場合は「会議室利用承認申請書」(別紙様式第5号)に必要事項を記入し、原則として利用の開始を希望する日の3日前までに、庁舎管理者に提出しなければならない。なお、様式については、必要事項が記入されていれば他の様式でも認めるものとする。
- (2) 庁舎管理者は、「会議室利用承認申請書」を受付したときは、速やかに 書類及び内容審査を行い、書類に不備がある場合は、訂正、再提出等の措 置を講じなければならない。
- (3) 庁舎管理者は、「会議室利用承認申請書」を受付したときは、当該申請

書を受付した日から起算して3日以内に承認、不承認の決定をし、「会議室利用(承認・不承認)通知書」(別紙様式第6号)を申請人に交付するものとする。ただし、軽易なもの又は通例的なものについては、口頭により通知するものとする。

- (4) 庁舎管理者は、会議室の利用を承認した場合、「会議室利用(承認・不 承認) 通知書」の写しにより、守衛に利用を知らせ、当日に利用の案内等 をさせることができる。
- 3 各室管理者が管理する会議室の利用については、各室管理者が前2項の規 定に準じて承認等を行うものとする。

(掲示板等の使用)

- 第13条 本市事務事業等の広報の利用に供するため、掲示板等を次の場所に 設置する。
 - (1) 1階から4階までの通路(一般広報用掲示板)
 - (2)正面入口(懸垂幕)
- 2 要綱第11条第1項の承認基準はおおむね次のとおりとする。
- (1) 本市の事務事業を広報するための掲示物は承認する。
- (2) 国及び他の地方公共団体の事務事業を広報するための掲示物で、本市の 関連部局から掲示の承認申請がある場合は承認することができる。
- (3) 本市の後援等を受けている掲示物は承認することができる。
- (4) 国及び他の地方公共団体の後援等を受けている掲示物は、掲示スペース に余裕がある場合に限り承認することができる。
- (5) その他本市の事務事業と密接に関係のある公共的団体等の事業を広報するための掲示物で、特に庁舎管理者が掲示するにあたり支障がない旨を判断した掲示物については、掲示スペースに余裕がある場合に限り承認することができる。

- 3 要綱第11条の掲示物の掲示承認申請手順をおおむね次のとおりとする。
- (1) 承認を受けようとする者は、「掲示物掲示承認申請書」(別紙様式第7 号-1) に必要書類を添付して、原則として掲示の開始を希望する日の2 日前までに、庁舎管理者に提出しなければならない。
- (2) 庁舎管理者は、「掲示物掲示承認申請書」を受付したときは、速やかに 書類及び内容審査を行い、書類に不備がある場合は、訂正、再提出等の措 置を講じなければならない。
- (3) 庁舎管理者は、「掲示物掲示承認申請書」を受付したときは、当該申請書を受付した日から起算して2日以内に承認、不承認の決定をし、その結果を口頭により通知するものとする。
- 4 掲出場所及び期間は、掲示スペースと優先順位を考慮し、庁舎管理者が決定する。
- 5 掲出は、原則申請者が行う。ただし、総務課長が別に守衛に命じることが できる。
- 6 掲出物は、「庁内掲示板処理簿」(別紙様式第7号-2)で管理する。なお、幸区役所職員からの申請、かつ、同条第2項の承認基準を満たしている場合は、同条第3項の申請手順を省略し、承認の決定を口頭により通知することができる。

(許可行為)

- 第14条 要綱第12条第1項第1号の審査基準はおおむね次のとおりとする。
 - (1)職員の福利厚生事業として川崎市職員厚生会及び川崎市職員生活協同組合が行う物品等の販売の斡旋等は許可する。ただし、職場を直接まわっての行商は許可しない。
 - (2) 本市が行う社会援護、慈善事業等のための行為は許可する。
 - (3) 国及び他の地方公共団体及び公共的団体が行う社会援護、慈善事業等の

ための行為は許可することができる。

- (4) 庁舎の一定の場所を独占的に使用する場合は許可しない。
- (5) 営利を目的とした不特定多数への物品の販売、行商、広告物の配布等は 許可しない。ただし、職員と個々に契約している物品等の配達等を主たる 目的としているもの及び来庁者の利便向上に供すると認められるときは、 職務遂行上及び庁舎管理上支障のない範囲において、許可することができ る。
- (6) 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるものは許可しない。
- (7)公序良俗に反すると認められるときは許可しない。
- (8) その他庁舎管理者が支障があると認めたときは許可しない。
- 2 要綱第12条第1項第2号の審査基準はおおむね次のとおりとする。
- (1) 庁舎の広報掲示板以外に無秩序にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲示等の方法により、公衆の目に触れる状態に置く場合は許可しない。ただし、本市、国及び他の地方公共団体及び公共的団体が行う公共事業等の広報が目的である場合で、各室管理者から掲示依頼があるときは、庁舎管理上支障がないときに限り許可することができる。
- (2) 営利を目的としたものは許可しない。
- (3) 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるものは許可しない。
- (4)公序良俗に反すると認められるときは許可しない。
- (5) その他庁舎管理者が支障があると認めたときは許可しない。
- 3 要綱第12条第1項第3号の審査基準はおおむね次のとおりとする。
- (1) 庁舎の一定の場所を独占的に使用する場合は許可しない。ただし、本市の事務事業遂行上、やむを得ないと認められるときは、庁舎管理上支障が

ない範囲で許可することができる。

- (2) 営利を目的としたものは許可しない。
- (3) 庁舎の現状変更を伴うものは許可しない。ただし、特に庁舎管理者の許可を得たときはこの限りでない。
- (4) 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるものは許可しない。
- (5) 公序良俗に反すると認められるときは許可しない。
- (6) その他庁舎管理者が支障があると認めたときは許可しない。
- 4 要綱第12条第1項第4号の審査基準はおおむね次のとおりとする。
- (1) 庁舎の見学等の集団入庁は、業務上及び庁舎管理上支障のない範囲で許可する。
- (2)本市の職員労働組合が正当な集会を行う場合は、業務上及び庁舎管理上 支障のない範囲で許可することができる。
- (3) 営利を目的としたものは許可しない。
- (4) 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるものは許可しない。
- (5) 多数の人又は、車両等が集中することにより、庁舎及び周辺道路の著し い混雑が発生すると予想される場合は許可しない。ただし、警察、消防等 関係機関の許可を得て対策が万全なときは許可することができる。
- (6)火気等の使用又は、騒音(放送・音響設備、拡声器等の使用を含む。)、 異臭等の発生を伴うときは許可しない。
- (7)公序良俗に反すると認められるときは許可しない。
- (8) その他庁舎管理者が支障があると認めたときは許可しない。
- 5 要綱第12条第1項第5号の審査基準はおおむね次のとおりとする。
- (1) 庁舎の保全及び工事等のために使用するものは、危険物取扱主任者等の

有資格者が取扱い、その安全対策が万全である場合必要最小限の範囲で許可することができる。

- (2) 前号以外は原則として許可しない。
- 6 要綱第12条第1項第6号の審査基準はおおむね次のとおりとする。
- (1)機密情報の漏えい、個人情報の保護等の観点から支障がないと庁舎管理者が認めたときは許可することができる。
- (2) 営利を主たる目的としたときは許可しない。
- (3) 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるときは許可しない。
- (4)公序良俗に反すると認められるときは許可しない。
- (5) その他庁舎管理者、各室管理者又はその代理者が支障があると認めたときは許可しない。
- 7 規則第11条第1項第7号に定める行為は、庁舎管理者が公務の円滑な執 行に支障を来すおそれがあると認めた行為とする。
- 8 要綱第12条の許可申請手順はおおむね次のとおりとする。
- (1) 許可を受けようとする者は、「庁舎使用等許可申請書」(別紙様式第8号)に必要書類を添付して、原則として使用等の開始を希望する日の30日前までに、庁舎管理者に提出しなければならない。
- (2) 庁舎管理者は、「庁舎使用等許可申請書」を受付したときは、速やかに 書類及び内容審査を行い、書類に不備がある場合は、訂正、再提出等の措 置を講じなければならない。
- (3) 庁舎管理者は、「庁舎使用等許可申請書」を受付したときは、当該申請書を受付した日から起算して30日以内に許可、不許可の決定をし、「庁舎使用等(許可・不許可)通知書」(別紙様式第9号)を申請者に交付するものとする。

(禁止行為)

- 第15条 規則第12条に規定する禁止行為とはおおむね次のとおりとする。
 - (1) 示威又はけん騒にわたる行為
 - ア 正当な理由のない銃器、刃物、毒物、鉄棒等の危険器具等の携帯
 - イ 人声、楽器、放送・音響設備、拡声器等により著しく大きな音を出す 行為
 - ウ 威勢を示しての集団入庁
 - (2) 面会の強要、乱暴な言動又は嫌悪の情を催す行為
 - ア 突然の来庁にもかかわらず、威勢を示すなどして、職員の業務を妨害 し面会を強要する行為
 - イ 集団で押しかけて面会を強要する行為
 - ウ 座り込み等により面会を強要する行為
 - エ 正当な理由なく電話での応対を強要する行為
 - オ 著しく粗野又は乱暴な言動で多数の人に迷惑をかける行為
 - カ ラウンジヤマブキ以外での共用の場所での飲食
 - キ 指定場所以外での喫煙
 - ク 異臭を発するものの持ち込み及び異臭を発生させる行為
 - ケ 動物を伴っての入庁(盲導犬等介護動物を除く)
 - コ 職員の業務に対し、悪戯などでこれを妨害する行為
 - サ 便所以外でみだりにたん、つばを吐き、又は大小便をする行為
 - シ みだりに衣服を脱ぎ、身体の一部及び全部を露出させる行為
 - ス 正当な理由なくものかげにひそんでいる行為
 - セ 酩酊し、多数の人に迷惑をかける行為
 - ソ 正当な理由なく長時間にわたり庁舎内をねり歩く行為
 - タ 正当な理由なく長時間にわたり庁舎内で寝ている行為

- チ その他公序良俗に反すると認められる行為
- (3) 通行の妨害となる行為
 - ア 正当な理由なく庁舎の入口、通路、階段等に物を放置する行為
 - イ 正当な理由なく庁舎の入口、通路、階段等に座り込み、又は寝ている 行為
 - ウ 他人の進路に立ちふさがったり、その身辺に群がって立ち退こうとし ない行為
- (4) 庁舎又は物件を汚損し、又は毀損すること。
- (5) 爆発又は引火のおそれがある物件の附近で火気を取り扱うこと。
- (6)前各号に掲げるもののほか、公務の円滑な執行を妨げる行為をすること。 (違反者等に対する処分)
- 第16条 要綱第13条の違反者に対する処分手順はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 庁舎管理者は違反者等に対し、まず、口頭により当該違反行為等の是正について、注意をするものとする。
 - (2) 前号注意に従わない場合、庁舎管理者は、次に、口頭により当該違反行 為等の禁止等を勧告するものとする。
 - (3) 前号の勧告に従わない場合、庁舎管理者は、次に、口頭又は文書(「違 反行為等に対する命令書」(別紙様式第10号))による当該違反行為等 に対する禁止等の命令をすることができるものとする。
 - (4) 前号の命令に従わない場合、庁舎管理者は、当該許可又は承認を取消す ことができるとともに、自ら物件の撤去ができるものとする。
 - (5) 庁舎管理者は、当該許可又は承認を取消すことを決定したときは、原則として文書(「許可(承認)取消処分通知書」(別紙様式第11号))を 交付するものとする。

- 2 庁舎管理者は、前項第3号、第4号、第5号の処分をするにあたっては、 相手方に弁明の機会を与えなければならない。ただし、重大な危険等が迫る など緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3 庁舎管理者は、弁明の機会を与えるにあたっては、文書(「弁明書」(別紙様式第12号))を3日以内に提出させるものとする。ただし、軽易なものについては、口頭により弁明を聴収することができる。
- 4 庁舎管理者は、要綱第13条の違反者に対する処分をするにあたっては、 物件の撤去を除き、自ら相手方を強制退去させるなど直接的な行為をしては ならない。
- 5 庁舎管理者は、要綱第13条の違反者に対する処分をするにあたり、自ら の生命、財産及び庁舎に対し、危害等を加えられるおそれがある場合は、所 轄警察署長に協力を要請することができる。

(かぎの保管等)

- 第17条 各室の出入口のかぎの保管は次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 各室のかぎは、原則としてすべて守衛室で保管し、貸出を行うものとする。
 - (2) 各部・課に配置された各室のかぎは各管理課においても保管することができる。
- 2 かぎを使用しようとする者は、かぎの保管者にその旨を申し出て、確認を 受けなければならない。
- 3 各室の使用時間中は使用者が責任をもってかぎを管理しなければならない。
- 4 かぎの使用後は、直ちに、保管者に返却しなければならない。
- 5 庁舎管理者は、各室の予備のかぎを総務課長に保管させるものとする。
- 6 総務課長は、特に必要と認める場合に限り予備のかぎを使用することができるものとする。

(職員の協力義務)

- 第18条 すべての職員は、庁舎管理上必要な事項を発見した場合は、直ちに 守衛室又は総務課に連絡し、自己の安全を阻害しない範囲において、臨機の 措置を講じなければならない。
- 2 すべての職員は、庁舎の管理に積極的に協力しなければならない。 (駐停車等の規制)
- 第19条 来庁者の利便性の向上に供するため、幸区役所前駐車場を配置する。
- 2 前項に規定する駐車場の利用時間は以下のとおりとする。
- (1) 幸区役所駐車場 24時間
- 3 次の各号にかかげる駐車は原則として許可しない。
- (1) 駐車場以外の場所における車両等の駐車
- (2) 利用時間以外の車両等の駐車
- (3) 制限(大きさ・重量)を超える車両等の駐車
- (4) その他、迷惑行為等を行う車両等の駐車
- 4 駐車場は、地方自治法第238条の4第2項第4号に規定される余裕がある部分として、貸し付けることができる。

(駐輪場等の設置)

- 第19条の2 自転車、二輪車等を利用する一般来庁者用駐輪場を、幸区役所 駐輪場を設置する。
- 2 前項に規定する駐輪場の利用時間は、開庁時間30分前から閉庁後30分 後までとする。
- 3 次の各号にかかげる駐輪は原則として許可しない。
- (1) 駐輪場以外の場所における駐輪
- (2) 利用時間以外の駐輪
- 4 前項に掲げた行為を行う駐輪に対して、庁舎管理者は、警告の上、撤去す

ることができる。ただし、一般利用者の安全性が損なわれている場合は、た だちに撤去する。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、庁舎の管理について必要な事項は、 庁舎管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成29年12月29日から施行する。

工事等入庁業者名及び作業員氏名報告書

									1	1		
							担当	係長	課長	守衛		
届出4	年月日	平成	年	月	日	工事施工年月日	平成	年	月	日		
商	号					代表者氏名						
工事責任	壬者氏名				印	連絡先 Tel						
工事	内容											
工事	現場											
	-	1 4 7 A A		7 -			79.4	n+ +11				
氏	名	入庁予定時	刬	人	宁時刻	退庁予定時刻	退厅	時刻	許可	証No.		
		:			:	:		:				
		:			:	:		:				
		;			:	:						
		:			:	:		:				
		:			:	:		:				
	••••••	:	:		:	:	:					
	•••••	:	: : :		:	:		:				
	•••••	:	:		:	:	:			•••••		
		:	:		:	:		:				
		:	:		:	:	:			••••••		
	••••••	:			:	:		:		•••••		
		:			:	:	:					
		:			:	:	:			•••••		
	•••••	:			:	:		:::::::::::::::::::::::::::::::::				
		:			:	:		::::::::::::::::::::::::::::::::::				
1 3日前(の午後4時(閉庁日につい	ては、	それ以前	 前の直近の	_ 平日午前中)までに	、幸区役所	所まちづく	り推進部線	。 総務課長		
	出してくださ	-										
						各自記入し、入庁討	午可証の多	を付を受け	てください	۰,		
		許可証を胸に作				╖┼╆╢ <i>┼┡</i> ┎┷═╕╕╻	고 ᆣᆃ - -	==+ \= +=	ーノン・ナル			
付記	は、人厅時	に <u> </u>	2寸倒	<u>全(言佣</u>	至) で返け	時刻を各自記入し、	人厅許可	証を返却!	L ((1:21	١,		
							員が記入					
車種	・ナン	バ ー		車	一両の(使用目的		*駐車場所				
				. 								
			-	_			·		 _			

局

部

課 担当 電話(内線) No.

幸区役所

入庁許可証

裏面

注 意

- 1 本証は見やすい位置に着用し、必ず御自身でお使いください。
- 2 本証を亡失若しくは損傷した場合は、再交付を受けてください。
- 3 退庁時は必ず返還してください。

厅舎使用等(許可•不許可)通知書									
川崎市指令幸総第									
申請者住所(所在地)									
	申請者氏名(団体名)								
平成 年 月 日付けで申請のを 基づき次のとおり(許可・不許可)としま	あった件について、川崎市庁舎管理規則第 ます。	第11条の規定に							
平成 年 月 日									
庁舎管理者	川崎市幸区長								
許可内容									
施設使用·物件設置·商的行為·危	険物搬入・集会使用・集団入庁・物品販売・撮	影録音							
その他()							
許可場所									
許可期間及び時間									
平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()							
時 分	~ 時 分								
目的 (施設使用、集会目的、販売物品、搬入危険物の内容及び数量等)									
□許可条件 □不許可理由									

		.1.	0.0	<i>h</i> -/-	- / -				-	担	任	合議	庶務係長	課	長	決裁区分
	火 器 等 使 用 承 認 申 請 書 (火 器 等 使 用 承 認 伺 書)															
文	書	;	番	号		川孝	≥総第		号							
起	案	年	月	日	平	成	年	月	日							
決	裁	年	月	日	平	成	年	月	田		本件	‡承認して	よいでしょ	うか。	0	
施	行	年	月	日	平	成	年	月	日		本件	・不承認と	してよいて	: : : :	うか。	
完	結	年	月	日	平	成	年	月	日	指	令	川崎市	指令幸絲	第		号
	,	L .			^	<i>f-f-</i> - - - - - - - - - -	<u></u>					平成	年		月	日
	(あて	先)]	丁筶	管理	首		-		/ -	- 1.1. \				
									申請者申請者							ED
									電話番		(151 k	41 / ()			
										···········						
	JI	崎	市戶	宁舎	*管	理規則	則第8条	の規定に	より、次	くのと	おりえ	承認を受け	たいので	申請	します	- °
2	器	等值	吏月	内	容											
2	器	等值	吏月	場	所											
<u>ر</u>	と	等任	東 月	期	間及	し なび時	 :間									
ľ		·, · ·成			in.,~ 年	,		日() ~ 5	平成		年 月	月 日	()	
							時	分	~	時	3	分				
仿	吏用	する	る火	.器:	等の	種類	及び数	<u></u> 里								
7	と器	等值	吏月	担	当者	首(現	場担当	者)								
									住	所(戸	沂属)					
									氏	名						
,	/ 哭	生	市日	書	4.3	子 (图	※急連絡	·先)	電話番	号		()			
	╲市市	च्छे ।	ΧЛ	具	111	ा ∖र्झे	《心廷仰	<i>)</i> 6/	住	所(月	严匮 /					
									氏	名	川 禹 <i>)</i>					
									電話番			()			

- ※ 申請にあたっては、使用箇所を明示した図面等を2部提出してください。
- ※ 防火対策(消火器の配置等)を明示してください。
- ※ 太枠の中のみ記入してください。
- ※ 本申請書は庁舎使用等の希望する日の30日前までに提出してください。

様 式 第 5 号 事 務 連 絡 平成 年 月 日

あて先) 庁舎管理者

○○局○○部○○課長

会議室の利用について(依頼)

次のとおり会議室の利用を希望しますので、承認をお願いいたします。

- 1 場 所 幸区役所 ○○会議室、○○会議室
- 2 日 時 平成○○年○○月○○日() ○○時から○○時まで
- 3 目 的 ○○説明会
- 4 人 数 〇〇人
- 5 担当者 〇〇 〇〇
- 6 内 線 〇〇〇〇
- 7 備 考

	会議室利用(承認・不承認)通知書
申 請 者 様 次のとおり(承認・不	平成 年 月 日 庁 舎 管 理 者 承認) します。
申 請 者	所属·団体名 住 所 責任者氏名 連 絡 先 () 担当者名
使 用 日 時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (会議等開始時間 午前・午後 時 分~)
使用場所	□ 会議室名(
使 用 備 品	□ プロジェクタ □ マイク □ ホワイトボード □
使用目的	□ 会議(名称:)□ その他
□ 承認条件□ 不承認理由	

使用上の注意事項

- 1 承認内容を変更する場合は、この通知書を添えて届け出てください。
- 2 会議室等使用当日は、この通知書を必ずお持ちください。
- 3 会議室等の使用にあたっては、庁舎管理者の指示に従ってください。目的外の使用については、承認を取り消すことがあります。
- 4 会議室等の使用時間は、準備・後片付けを含め午前8時30分から午後17時15分までとなっておりますので、御協力ください。
- 5 会議室等使用の際の車での来庁はご遠慮ください。
- 6 会議室等使用後は、速やかに庁舎管理者に連絡し、確認を受けてください。

揭示物揭示承認申請書

(掲示物掲示承認伺書)

□ 本件承認してよいでしょうか。□ 本件不承認としてよいでしょうか。	担任	係長	課長
申請に対する審査結果	審査結果口頭	頁通告日	認印
□ 承認 □ 不承認	年	月 日	
		平成 年	月 日
(あて先) 庁舎管理者			
所	属		
			_
申	請者氏名(本市	市機関の場合	計主管課長)
			印
川崎市庁舎管理規則第 10 条及び第 11 条 をしたいので申請します。	 の規定により?	 欠のとおり掲	· ·
掲示希望期間			
平成 年 月 日 ~ 平成	年	月 日	
掲示物の種類・数量			
□ ポスター等 枚	□ 懸垂暮	幕 枚	
□ 立看板 枚	□ その作	也 枚	
掲示物の概略			
担当者名			
	電話者	番号	

注意

- 1 本申請書は、掲示希望日の2日前までに提出してください。
- 2 規格 懸垂幕 ➡ 縦○○m、横○m。

様式第7号-2

	掲示開始	撤去予定日	内容	掲示場所 (階数)	枚数	所属•担当		
例)								
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								

[・]撤去は、所属でお願いします。・スペースの状況により、長期間掲示されている掲示物は、総務課で撤去させていただく場合があります。

	-	担	任	合議	庶務係長	課	長	決裁区分
庁 舎 使 用 等 許 可 申 請 書 (庁 舎 使 用 等 許 可 伺 書								
文 書 番 号 川幸総第	号							
起案年月日平成年月	日							
決 裁 年 月 日 平 成 年 月	日		本件	許可して	よいでしょ	うか。		
施行年月日平成年月	日		本件	-不許可と	してよいて	こしょう	か。	
完結年月日平成年月	日	指	令	川崎市	指令幸総	第		号
				平成	年		月	日
(あて先) 庁 舎 管 理 者								
	申請人							······
	申請人			*名)				ĘΠ
	電話番	与						
川崎市庁舎管理規則第11条の規定	により、	次の。	とおり	許可を受	けたいのつ	で申請	しま	す。
 申請内容								
施設使用·物件設置·商的行為·危	険物搬入	.•集会	使用	•集団入庁	∵•物品販売	∙撮影	ジ録音	-
その他()
場所								
期間及び時間								
平成 年 月 日(日	()	
時分						-t- = V 1	/==	- \
目的(施設使用、集会目的、販売	物品、搬	人危	険物	等の内容	及ひ数重等	等評し	八記	人)
	I= .I.	-1						
■ 物品販売等担当者 (勧誘、危険物搬入								
	住		斤属)					
	氏				`			
	電話番	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙			<u></u>			
жы н (хами) b/	住	所(原	・					
			1 /中)					
	氏	名						

- ※ 施設使用・集会使用・物件設置については、使用箇所を明示した図面等を2部提出してください。
- ※ 付帯設備及び放送設備等の備品の借用については、別途協議願います。
- ※ 太枠の中のみ記入してください。該当しない箇所への記入は必要ありません。
- ※ 本申請書は庁舎使用等の希望する日の30日前までに提出してください。

火器等使用(承 認•不承認)通知書

人名可使用(外 10-1) 丹心/ 迪州吉										
J	川崎市指令幸総第 号									
申請者住所(所在地)										
申請者氏名(団体名) 様										
平成 年 月 日付けで申請のあった件について、川崎市庁舎管理規則第8条の規定に 基づき、次のとおり(承認・不承認)とします。										
平成 年 月 日 庁舎管理者 川崎市幸区長										
火器等使用内容										
火器等使用場所										
火器等使用期間及び時間										
平成 年 月 日()~平成 年	月 日()									
時 分 ~ 時 分										
使用する火器等の種類及び数量										
□承認条件 □不承認理由										

号

違反行為等に対する命令書

川崎市指令幸総第

様

庁舎管理規則第13条に基づき、次のとおり命じます。

平成 年 月 日

庁舎管理者 川崎市幸区長

命令事項

命令の根拠

川崎市庁舎管理規則第 条第 項第 号該当

命令の理由(違反行為等の事実関係)

不服申立の教示

この処分について不服があるときは、この命令書を受けとった日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取り消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

許可(承認)取消処分通知書

川崎市指令幸総第

号

様

庁舎管理規則第13条に基づき、次のとおり許可 (承認)を取消します。

平成 年 月 日

庁舎管理者 川崎市幸区長

取消す許可(承認)事項

取消しの根拠

川崎市庁舎管理規則第 条第 項第 号該当

取消し理由(違反行為等の事実関係)

不服申立の教示

この処分について不服があるときは、この命令書を受けとった日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取り消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

									弗12号
弁 (違反行	明 為等に対する	書		担任	合議	庶務係長	課	長	決裁区分
文書番号	川幸総訇	 有	号						
起案年月日	平 成 年	月	日						
決裁年月日	平 成 年	月	日	□ 本件供	覧します。				
施行年月日	平 成 年	月	日	□ 本件不	処分として。	よいでしょう	か。		
完結年月日	平 成 年	月	日	□ 本件違	反行為等に	対する命令	うをして	てよい	でしょうか。
指令	川崎市指令幸	≊総第	号	□ 本件許	可(承認)を	·取消してよ	いでし	ょうか	۱ ⁰
		弁		明	書	·			
						平成	年	月	日
(ねて先))庁舎管:	畑 去							
(<i>0</i>) C) ₀	<i>)</i>	性 伯							
			弁明	人住所(所	在地)				
			弁明	人氏名(団	体名)				EП
			電話	番号					
次のとお	り弁明いたしま	きす。							

[※] 本弁明書は3日以内に提出してください。

[※] 太枠の中のみ記入してください。

[※] 書ききれない場合は別紙を添付してください。